

防整技第14086号  
令和2年9月4日

大臣官房会計課長  
地方協力局施設管理課長  
防衛大学校総務部管理施設課長  
防衛医科大学校事務局経理部施設課長  
防衛研究所企画部総務課長  
統合幕僚監部総務部総務課長  
陸上幕僚監部監理部会計課長  
海上幕僚監部総務部経理課長  
航空幕僚監部総務部会計課長  
情報本部計画部事業計画課長  
各地方防衛局調達部長  
帯広防衛支局長  
熊本防衛支局長  
名護防衛事務所長  
防衛装備庁長官官房会計官

殿

整備計画局施設技術管理官  
(公印省略)

#### 公共建築工事積算基準等の運用について（通知）

標記について、「公共建築工事積算基準等資料（令和2年改定）」（平成26年3月31日国営計第148号。）に定めるもの（第1編、第2編及び第3編を除く。）のほか、別冊によることとしたので令和2年10月1日以降に入札公告を行う工事から、これにより実施されたく通知する。

なお、公共建築工事積算基準等の運用について（防整技第2730号。令和元年6月19日）は、令和2年9月30日限りで廃止する。

添付資料：別冊

写送付先：整備計画局施設計画課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設計画官、地方協力局地方協力企画課長、地方協力局提供施設課長、陸上幕僚監部防衛部施設課長、海上幕僚監部防衛部施設課長、航空幕僚監部防衛部施設課長

別冊

防整技第14086号（令和2年9月4日）

## 公共建築工事積算基準等の運用

整備計画局施設技術管理官

# 公共建築工事積算基準等の運用

## 目 次

第1編 総則	1
第2編 工事費	2
第3編 共通費	3
第1章 共通事項	3
第2章 共通仮設費	8
第3章 現場管理費	12
第4章 一般管理費等	14

## 第1編 総則

公共建築工事積算基準等の運用（以下「本運用」という。）は、統一基準における「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」（以下「共通費基準」という。）、「公共建築工事標準単価積算基準」（以下「単価基準」という。）等を円滑かつ適切に運用するために国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定した「公共建築工事積算基準等資料」に準じ、必要な事項をとりまとめたもので、防衛省が実施する土木工事を除く建設工事「工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）」第2第1号に規定する建設工事をいう。）の適正な工事費の積算に資することを目的とする。

## 第2編 工事費

### 1 落札率について

当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率（以下「落札率」という。）の端数処理については、小数点以下第5位を四捨五入して4位止めとする。

なお、現場発生による、湧水を公共下水道に流す場合等の費用は落札率を乗じない。

### 2 後工事について

本来一体とすべき同一建築物又は同一敷地内の工事を分割して発注し、新規に発注する工事（以下「後工事」という。）の工事費は、工事価格に契約済みのすべての工事（以下「前工事」という。）のうち、当初に契約した工事の落札率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。

### 3 工事の一時中止に伴う増加費用

- (1) 「建設工事の一時中止に係る増加費用について」（防整技第5298号。30.3.30）及び「建設工事の一時中止に係る事務処理要領について」（防整技第5299号。30.3.30）による。
- (2) 増加費用において、仮囲い等の仮設、警備要員など当初予定価格の作成時に積上げで算定したものがある場合、当初積算の方法によるものとする。
- (3) 契約保証費は補正を行わない。

### 4 製造業者又は専門工事業者の見積価格等

見積りを依頼する場合は、「公共建築工事見積標準書式」によるものとし、見積依頼書は提出された見積書とともに適切に保存する。

## 第3編 共通費

### 第1章 共通事項

#### 1 共通費算定に関する数値の取扱い

##### (1) 率による算定

共通費基準の率により算定した金額は、一円未満切捨てとする。

##### (2) 積上げによる算定

積上げによる算定は第4編1に準ずる。

#### 2 新設工事と改修工事を一括して発注する場合の算定

##### (1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。

イ 共通仮設費率は、新設工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する新設工事と改修工事それぞれの共通仮設費率とする。

なお、積上げによる共通仮設費は、新設工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費に計上する。

ロ 現場管理費率は、新設工事と改修工事の純工事費の合計額に対応する新設工事と改修工事それぞれの現場管理費率とする。

なお、積上げによる現場管理費は、新設工事と改修工事のうち主な工事の現場管理費に計上する。

ハ 一般管理費等は、新設工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

##### (2) 共通仮設費及び現場管理費は、新設工事と改修工事に区分して算定する。

#### 3 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定

##### (1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。

イ 共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。

なお、積上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。

ロ 現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。

なお、積上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。

ハ 一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。

##### (2) 主たる工事以外のいずれかの工事（昇降機設備工事を除く。）が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定する。

なお、主たる工事とは発注時の工事種別をいう。

※ 軽微な工事とは、原則として次のいずれかに該当するものをいう。

また、工事内容、工事費の比率等を考慮し、適切に対応する。

イ 主たる工事以外のいずれかの工事の直接工事費が、主たる工事の直接工事費の1/20以下又は300万円以下の場合。

ロ 工事内容、工事費及び工期から判断して、イに準ずるとみなせる場合。

(3) 共通費の積算手法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。

#### 4 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合の算定

(1) 共通仮設费率、現場管理费率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。

イ 共通仮設费率は、それぞれの敷地の工事ごとの直接工事費及び工期に対応する共通仮設费率とする。

なお、積上げによる共通仮設費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。

ロ 現場管理费率は、それぞれの敷地の工事ごとの純工事費及び工期に対応する現場管理费率とする。

なお、積上げによる現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。

ハ 一般管理費等は、それぞれの敷地の工事ごとの工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

(2) 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに算定する。

#### 5 後工事の取扱い

後工事の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、前工事と後工事を一括して発注したとして算定した額から、前工事の額を控除した額とする。

#### 6 工事に伴う湧水の排出費用

共通費を算定する場合の直接工事費には、工事に伴う湧水等を公共下水道等に排出する場合の費用（下水道料金のみ。）は含まないものとする。

#### 7 新設工事における主体構造物にかかる鉄骨工事の補正に関する取扱い

(1) 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造における取扱い

鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造において、鉄骨工事として科目で取扱う項目は表1-1のとおり全て補正の対象とする。ただし、建方機械器具（定置式・移動式）は、共通仮設費の一般工事の区分として積上げる。

(2) 鉄筋コンクリート造における取扱い

体育館、倉庫、格納庫等の鉄筋コンクリート造において、屋根部が鉄骨造の場合は補正の対象とする。

(3) 鉄塔の取扱い

鉄塔については単体として取扱い、設置場所（地盤面又は鉄筋コンクリート造屋上面）にかかるらず補正の対象とする。

(4) フラットデッキの取扱い

フラットデッキについては、鉄骨造の場合に限り補正の対象とする。

表1－1 鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造における補正

(注) ○印は対象項目、△印は鉄骨造のみ対象項目

鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造における補正					
鉄骨工事					
鋼材費	○	工場加工費	○	鉄骨運搬費	○
工場塗装	○	溶融亜鉛めっき処理	○	現場錆止め塗装	○
建て方費	○	溶接試験	○	現場溶接	○
アンカーボルト	○	スタッド溶接	○	柱底均しモルタル	○
デッキプレート (合成スラブ用)	○	フラットデッキ (床型枠用)	△	耐火被覆 専用仮設	○
付帯鉄骨(母屋、胴縁)	○	鉄骨階段・鉄骨庇	△	設備機器架台	○
鉄塔	○	C・W一次ファスナー	○		

## 8 その他工事として取扱う工事

その他工事として取扱う工事の具体例を表1－2及び表1－3に示す。

なお、表1－2及び表1－3には共通費基準 表7その他工事に示された以外の工事も含まれているが、それらを一般工事に含めて発注する場合においても、共通費基準2(5)及び3(5)の定めによる。

表1－2 その他工事としての取扱い（建築工事）

(注) ○印は対象項目、×印は対象外項目

特殊な室内装備品等		家具・書架及び実験台の類で通常の建物本体工事に含まれない特殊な室内装飾品及び付帯工事。			
壁面収納（スチール棚）	○	ローパーテーション	○	移動書架	○
書架（スチール棚）	○	書架（既製木製棚）	○	家具（造り付け以外）	○
造り付け家具	×	カーテン	×	ブラインド	×
ファンコイルカバー	×	じゅうたん	×	OAフロア	×
一般（湯沸室）流し台	×	トイレベース	×	可動・移動間仕切	×
実験流し台	○	実験・医療器具	○	シールド工事	○
舞台機構装置	○	浴室・シャワーユニット	×	厨房機器	×
清掃用ゴンドラ	×	免震工事	×	PC工事	×
自転車置場上屋	○	ゴミ置場上屋	○	仮設建物（設置・撤去）	○
立体駐車場	×	音響工事	○	冷凍・冷蔵庫（フレア型）	○
パーゴラ（上屋）・東屋（上屋）	○				
植栽及び屋上緑化工事		種目で植栽及び屋上緑化工事として取扱われる項目全て。			
樹木費	○	植え込み費	○	地被類（芝張り・は種）	○
支柱	○	移植	○	客土	○
植栽基盤	○	土壤改良	○	ツリーサークル	○
伐採・抜根	○	人工土壤	○	排水マット敷設	○
庭石・モニュメント	○	温室工事	○		
舗装工事		種目で舗装工事として取扱われる項目全て。ただし、土工、縁石及び側溝は一般工事とする。			
土工事	×	直接仮設（舗装用）	○	アスファルト舗装	○
コンクリート工事	○	タイル張り舗装	○	石張り舗装	○
インターロッキング舗装	○	舗石舗装	○	グランド・テニスコート	○
平板舗装	○	路床整正	○	舗装機械運搬	○
トラフィックペイント	○	縁石	×	L型側溝・V型溝	×
排水ます	×	開きよ（U字溝）	×	排水管	×
取り壊し工事		種目で取り壊し工事※1として取扱われる項目全て。ただし、作業区分※2がレベル3相応のアスベスト含有建材（成形板等）除去工事については、一般（改修）工事とし、レベル1及びレベル2に相当する場合はその他工事とする。			
とりこわし費	○	集積積込み	○	アスベスト除去工事費	※3
とりこわし材運搬費	○	とりこわし機械運搬	○	R C F（※4）除去工事費	×

※1 建築物等の解体を行う工事（改修に伴う撤去工事は除く。）

※2 参照：「目で見るアスベスト建材（第2版）」国土交通省。

※3 表中の取り壊し工事のただし書参照。

※4 リフラクトリーセラミックファイバー。

表1－3 その他工事としての取扱い（設備工事）

項目	備考
特別高圧受変電設備	
周波数変換装置	
無停電電源装置（UPS）	10kVA未満は除く
定電圧定周波数装置（CVCF）	
内燃力発電装置	50kW未満は除く
ガスタービン発電装置	50kW未満は除く
太陽光発電装置	20kW未満は除く
風力発電装置	20kW未満は除く
中央監視制御装置	
非破壊検査	
配管洗浄	航空燃料配管等
既設地下油槽へのFRP内面ライニング	
ボラード	基礎工事及び配管配線工事を含む。
特殊空調設備	
循環ろ過設備	
排水処理設備	
ごみ処理設備	
搬送設備	
機械式駐車設備	
特殊ガス設備	
実験機器設備	
医療器具設備	
その他特殊設備	

9 その他工事を単独で発注する場合の算定

共通費は、専門工事業者からの見積りを参考に計上する。

10 指定部分及び指定部分工期

原則として、指定部分の工期は、共通仮設費及び現場管理費における算定に用いる工期（T）に用いない。

なお、指定部分とは工事の完成に先立ち引渡しを受けるべきことを設計図書により指定した工事範囲をいい、その工事範囲の完了期限を指定部分工期という。

## 第2章 共通仮設費

### 1 共通仮設費の区分

共通仮設費は、一般工事、鉄骨工事、その他工事及び発生材処分費に区分して算定する。

なお、ここでいう一般工事とは、鉄骨工事、その他工事及び発生材処分費以外をいう。

### 2 共通仮設費の算定方法

(1) 共通仮設費の算定は共通仮設費率により算定する。ただし、共通仮設費に含まれないものは積上げにより算定する。

#### イ 共通仮設費率による算定

##### (イ) 共通仮設費率の算定に用いるT（工期）

① 共通仮設費率の算定に用いるT（工期）は、入札公告等に示された開札予定期から工期末までの日数を元に、開札から契約までを考慮し7日を減じた日数を30日／月にて除す。その値は、小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。

なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その始期から工期末までの日数を30日／月にて除し、この値をT（工期）として共通仮設費率を算出する。

② 工事一時中止（一部一時中止の場合も含む。）があった場合、共通仮設費率の算定に用いるT（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む。）を理由とした工期延伸する期間を含まない。

③ 契約から着工予定期までの間を施工準備期間としてT（工期）に含めるものとする。ただし、3か月を超える場合は、3か月を施工準備期間とし、T（工期）に含める。

##### (ロ) 鉄骨工事の場合の補正

共通費基準 2（4）の場合は、共通仮設費率に0.9を乗じる。

なお、補正の対象となる鉄骨工事の取扱いは、第3編第1章7による。

##### (ハ) 監理事務所（監督官事務所）の補正

① 共通費基準 2（3）表-5のうち監理事務所（監督官事務所）については、一般工事の共通仮設費率に0.9を乗じ、設計図書による規模及び仕上げに基づき算定して加算する。

② 鉄骨工事における共通仮設費率の補正をおこなう工事は、①で補正した率に0.9を乗じる。

##### （算定方法）

###### ・一般工事の場合

直接工事費（一般工事）×共通仮設費率×補正（ハ）

###### ・鉄骨工事の場合

直接工事費（鉄骨工事）×共通仮設費率×（補正（ロ）×補正（ハ））

(二) その他工事を含めて発注する場合

共通費基準 2 (5) の場合は、一般工事とその他工事の直接工事費の合計額に対応する共通仮設费率により一般工事の共通仮設費を算定する。

なお、その他工事の共通仮設費は共通仮設费率を 1 %として算定する。

(ホ) 労務費の比率が著しく少ない工事

共通費基準 2 (6) の労務費の比率が著しく少ない工事の共通仮設费率は、その率に 0.9 を乗じる。

なお、労務費の比率が著しく少ない工事とは、直接工事費に占める労務費の割合がおおむね 10 %以下の工事をいう。

(ヘ) リース料の取扱い

仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の直接工事費の合計額に対応する共通仮設费率により一般工事の共通仮設費を算定する。なお、リース料については、共通仮設費を算定しない。

(ト) 共通仮設费率の留意事項

① 共通仮設费率に含まれる動力用水光熱費

・新設工事は引込費用及び使用料が該当する（工事用）。

なお、引込費用については、監督官と協議できるものとする。

・改修工事は既存施設からの引込みが可能であるため、主にメータ設置費と使用料が該当する（工事用）。

・設計図書において電気料金及び水道料金の支払いを免じられている米軍基地等の積算については、共通仮設费率に対する動力用水光熱費の割合（電気料金 + 上下水道料金）を控除する。

動力用水光熱費の割合は表 2-1-1～4 による。

表 2-1-1 建築

区分	新設	改修
割合(%)	7.74	6.31

表 2-1-2 電気設備

区分	新設	改修
割合(%)	3.83	4.42

表 2-1-3 機械設備

区分	新設	改修
割合(%)	4.59	3.18

表 2-1-4 昇降機設備

区分	新設
割合(%)	2.15

② 屋外整理清掃費

施工中に発生する端材等の処理に要する費用（指定された集積場所から構外へ搬出するための積込み、運搬費及び処分費）は、共通仮設费率に含む。

ロ 積上げによる算定

以下の項目については、共通仮設费率に含まれないため、設計図書等に基づき積上げにより算定する。

(イ) 準備費

敷地測量、道路占有料、仮設用借地料、既存施設内の家具・什器・機器等の移

動及び復旧に関する費用。

(ロ) 仮設建物費

- ① 宿舎、設計図書によるイメージアップ費用。
- ② 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事における、監理事務所（監督官事務所）及び備品等の費用。

(ハ) 工事施設費

仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書によるイメージアップ費用。

(二) 環境安全費

安全管理・合図等の要員に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用）。

(ホ) 機械器具等

- ① 新設工事における荷揚用揚重機械器具の費用

規格の選定及び存置日数は、表2-2～表2-6を参考とし、施工条件等により機種を選定する。

(共通事項)

1. 揚重機等の設置・移動の作業が支障なく行える敷地を条件としたものである。
2. R C造の標準的な階高、スパン及び仕上げの建物として設定したものである。
3.  $A = \text{建築面積} / 750 \text{ m}^2$  (計算過程においてAの値を端数処理する場合は、小数点以下第三位を四捨五入し小数点以下第二位とする。)
4.  $N = \text{階数}$
5. 存置日数の端数処理は、小数点以下第一位を切上げ整数とする。
6. 各階の面積が著しく異なる場合は、実状に応じて適切に補正する。
7. 階数が2階以下かつ建築面積が $250 \text{ m}^2$ 未満の場合は、規格を16t以下とし、存置日数は実状に応じて適切に補正する。
8. 障害物等で揚重作業に支障がある場合は、実状に応じて適切に設定する。

表2-2 地上階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数(N)	規 格	存 置 日 数	備 考
1	25 t	$13.6 \times A + 5.2$	
2	25 t	$18.0 \times A + 10.0$	
3	25 t	$22.4 \times A + 14.8$	
4	25 t	$26.8 \times A + 19.6$	
5	25 t	$31.2 \times A + 24.4$	

表2-3 地下階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数(N)	規 格	存 置 日 数	備 考
B 1	25 t	$9.5 \times A$	

表2-4 塔屋階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数(N)	規 格	存 置 日 数			備 考
		$100 \text{ m}^2$ 未満	$300 \text{ m}^2$ 未満	$500 \text{ m}^2$ 未満	
P 1	25 t	3	4	5	1階当たりの面積

表2-5 地上階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数(N)	規 格	存 置 日 数	備 考
1	16 t	4 × A + 1	
2	16 t	8 × A + 2	
3	16 t	12 × A + 3	
4	ログスパン工事用 エレベーター1t未満	18.5 × N + 40.5	建築面積1,000m <sup>2</sup> ごとに1台
5	ログスパン工事用 エレベーター1t未満	18.5 × N + 40.5	建築面積1,000m <sup>2</sup> ごとに1台

表2-6 地下階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数(N)	規 格	存 置 日 数	備 考
B 1	16 t	6.4 × A	

② 改修工事における荷揚用揚重機械器具の費用

機種の選定及び存置日数は、施工内容、施工条件等により規格を選定する。

(ト) その他

① 材料及び製品の品質管理試験に要する費用は、コンクリート圧縮試験費及び鉄筋の圧接試験費（引張試験及び超音波探傷試験）を除き、以下の試験費を積上げにより算定する。

- ・アスベスト粉じん濃度測定
- ・分析によるアスベスト含有建材の調査
- ・室内空気中の化学物質の濃度測定
- ・六価クロム溶出試験費
- ・コンクリートの単位水量測定費
- ・分析によるP C B含有シーリング材等の調査
- ・路床土の支持力比（C B R）試験
- ・現場C B R試験
- ・上記に類する各種試験費

② 工事連絡会議に対象となる工事の設計受注者を参加させるための費用については、現場管理費及び一般管理費等は算定しない。

(2) 建設発生土処分費及び発生材処分費の取扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の共通仮設費は算定しない。

## 第3章 現場管理費

### 1 現場管理費の区分

現場管理費は、共通仮設費で区分した項目ごとに算定する。

### 2 現場管理費の算定方法

(1) 現場管理費の算定は現場管理費率により算定する。ただし、現場管理費率に含まれないものは積上げにより算定する。

#### イ 現場管理費率による算定

##### (イ) 現場管理費率の算定に用いるT(工期)

① 現場管理費率の算定に用いるT(工期)は、入札公告等に示された開札予定期から工期末までの日数を元に、開札から契約までを考慮し7日を減じた日数を30日／月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。

なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その始期から工期末までの日数を30日／月にて除し、この値をT(工期)として現場管理費率を算出する。

② 工事一時中止（一部一時中止の場合も含む。）があった場合、現場管理費率の算定に用いるT(工期)には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む。）を理由とした工期延伸する期間を含まない。

③ 契約から着工予定期までの間を施工準備期間としてT(工期)に含めるものとする。ただし、3か月を超える場合は、3か月を施工準備期間とし、T(工期)に含める。

##### (ロ) 鉄骨工事の場合の補正

共通費基準 3(4) の場合は、現場管理費率に1.0を乗じる。

なお、補正の対象となる鉄骨工事の取扱いは、第3編第1章7による。

##### (ハ) その他工事を含めて発注する場合

共通費基準 3(5) の場合は、一般工事とその他工事の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。

なお、その他工事の現場管理費は現場管理費率を2%として算定する。

##### (ニ) 労務費の比率が著しく少ない工事

共通費基準 3(6) の労務費の比率が著しく少ない工事の現場管理費率は、その率に0.8を乗じる。

なお、労務費の比率が著しく少ない工事とは、直接工事費に占める労務費の割合がおおむね10%以下の工事をいう。

##### (ホ) リース料の取扱い

仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。なお、リース料については、現場管理費を算定しない。

(ヘ) 労災補償に必要な保険契約における法定外の保険料等の補正

建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降設備工事において、入札公告等に示された労災補償に必要な法定外の保険契約における保険料並びに現場従業員及び現場雇用労働者の墜落制止用器具費（フルハーネス型）の補正を行う場合は、一般工事の現場管理费率に1.01を乗じる。

なお（ロ）鉄骨工事の補正を行う場合及び（ニ）労務費の比率が著しく少ない工事の補正を行う場合は、1.01の補正に（ロ）及び（ニ）を乗じる。

（算定方法）

- ・一般工事の場合

純工事費（一般工事）×現場管理费率×補正（ヘ）

- ・鉄骨工事等の場合

純工事費（鉄骨工事等）×現場管理费率×（補正（ヘ）×補正（ロ）又は補正（ニ））

ロ 積上げによる算定

以下の項目については、現場管理费率に含まれないため、設計図書等に基づき積上げにより算定する。

（イ）要員等の費用

条件明示された要員等の費用（共通仮設費の費用以外、現場雇用労働者の給料等）。

（ロ）昇降機設備工事における工事実績情報（コリンクス）の登録費用

工事費が2,500万円未満の場合

（500万円未満の工事費は、登録を必要としない。）

『工事実績情報登録費用』＝登録作業費※1+登録料（税抜き）

※1：登録作業費＝特殊作業員1.0人・日

（2）建設発生土処分費及び発生材処分費の取扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の現場管理費は算定しない。

（3）支給材を使用する場合

支給材（入居官署又は発注者側で購入・製作された資機材）を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の2%を現場管理費に加算する。ただし、再利用資機材については現場管理費を算定しない。

## 第4章 一般管理費等

### 1 一般管理費等の算定方法

(1) 一般管理費の算定は一般管理費等率により算定する。ただし、一般管理費等率に含まれないものは積上げにより算定する。

イ 一般管理費等率による算定

(イ) 前払金支出割合による補正

前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、表3-1の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を一般管理費等率に乗じる。

表3-1 一般管理費等率補正係数

前払金支出割合区分 (%)	補正係数
5以下	1.05
5を超える15以下	1.04
15を超える25以下	1.03
25を超える35以下	1.01

(ロ) 契約保証費について

共通費基準 4(1)による契約保証費については、工事原価に表3-2による契約保証費補正率を乗じ算出した金額を一般管理費等に加算する。

表3-2 契約保証費率

保証の方法	補正值 (%)
発注者が金銭的保証を必要とする場合 (建設工事請負契約書第4条を適用する場合)	0.04%
発注者が役務的保証を必要とする場合 (建設工事請負契約書第4条の2を適用する場合)	0.09%
上記以外の場合※	補正しない

※予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事

ロ 積上げによる算定

住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用については、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成19年法律第66号）に該当する住宅の新築工事の場合は、設計変更においては対象としない。